

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月25日

【会社名】 株式会社エアトリ

【英訳名】 AirTrip Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CFO 柴田 裕亮

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長兼CFO 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長兼CFO 柴田 裕亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和2年12月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年12月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

イ．資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

当社の資本金の額3,362,473,750円のうち、3,262,473,750円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とするものです。

資本金の額の減少が効力を生じる日

2020年12月28日

ロ．資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額3,167,473,750円のうち、3,167,473,750円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円とするものです。

資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2020年12月28日

ハ．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1．及び2．の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金7,656,650,752円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当するものです。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,656,650,752円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,656,650,752円

第2号議案 剰余金処分の件

イ．株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額204,197,650円

ロ．効力発生日

2020年12月28日

第3号議案 定款一部変更の件

イ．変更の目的

取締役の任期の変更について

当社の取締役会は、経営に必要な十分な議論と迅速な意思決定を可能としておりますが、昨今の経済情勢に鑑み、事業環境の変化に対してより一層機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条3項（補欠取締役の選任）及び第21条1項（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものがあります。

剰余金の配当等に関する決定機関の変更について

機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項（自己株式の取得、欠損填補のための準備金の減少、損失の処理・任意積立金の積立その他剰余金の処分および剰余金の配当に関する事項）を取締役会の権限においておこなうことが可能となるよう変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて基準日等に関する規定を整備するものであります。

ロ. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(補欠取締役の選任) 第20条 (省略) 2 (省略) 3 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に配当する。</p>	<p>(補欠取締役の選任) 第20条 (現行通り) 2 (現行通り) 3 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は毎年9月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
<p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第44条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>

ハ. 定款変更の効力発生日

2021年1月1日

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、柴田 裕亮、大石 崇徳、吉村 英毅、王 伸、二井矢 祥、秋山 匡秀、増田 武、田村 諭史、酒井 和真、森部 好樹、大森 泰人の各氏を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	131,970	761	0	(注2)	可決	99.43
第2号議案 剰余金処分の件	128,102	4,629	0	(注1)	可決	96.51
第3号議案 定款一部変更の件	123,204	9,527	0	(注2)	可決	92.82
第4号議案 取締役11名選任の件						
柴田 裕亮	116,696	16,035	0		可決	87.92
大石 崇徳	117,699	15,032	0		可決	88.67

吉村 英毅	124,269	8,462	0	(注3)	可決	93.62
王 伸	119,202	13,529	0		可決	89.81
二井矢 祥	126,481	6,250	0		可決	95.29
秋山 匡秀	126,526	6,205	0		可決	95.33
増田 武	126,525	6,206	0		可決	95.32
田村 諭史	126,482	6,249	0		可決	95.29
酒井 和真	126,482	6,249	0		可決	95.29
森部 好樹	124,619	8,112	0		可決	93.89
大森 泰人	119,661	13,070	0		可決	90.15

(注1) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。